

# 日本カーリング協会 海外渡航ガイドライン

2021年7月28日版

公益社団法人日本カーリング協会

# 本ガイドラインについて

- 本ガイドラインは、競技力向上を目的とし、国外大会に参加する等の海外強化合宿を実施する選手・チームのためのものです。
- 記載内容は発行日時点での感染状況と当局および関係団体で発表される情報に基づいています。最新情報は各自でご確認願います。

# もくじ

- 全体的な注意事項
- 事前準備
- 出国前
- 出国時
- 渡航先入国時
- 渡航先滞在中
- 帰国時
- 帰国後
- ワクチン接種について

# 参考資料目次

- 7/19時点の渡航情報：カナダ
- 9/7以降の渡航情報：カナダ
- 7/19時点の渡航情報：イギリス
- 7/19時点の渡航情報：スイス
- 7/19時点の渡航情報：日本
- 参考文献

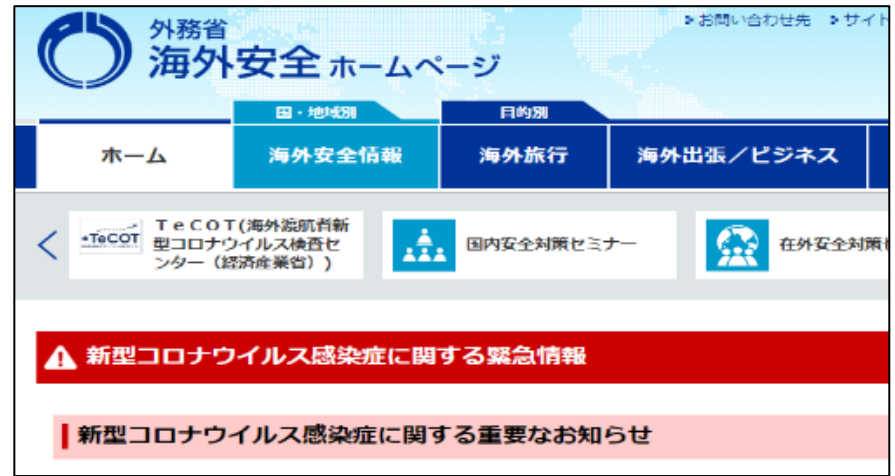
# 全体的な注意事項

- 海外に渡航できるかどうかは、渡航先の入国受け入れ条件や渡航先からの帰国者受け入れ条件が関係します。
- これらの情報を事前に調べた上で、渡航が可能かどうかを慎重に判断して下さい。

# 事前準備：情報収集

(参考文献1-2)

- 渡航先の「感染症危険レベル」を日本国外務省「海外安全ホームページ」で確認して下さい。
  - レベル3(渡航中止勧告)以上となっている国への渡航は、慎重に計画を立てて下さい。
- 渡航先政府機関および日本国外務省で公表されている、入国受け入れ情報および帰国者受け入れ情報を確認して下さい。



<https://www.anzen.mofa.go.jp/>



[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhist\\_ory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhist_ory_world.html)

# 事前準備：情報収集

(参考文献3)

- 現地生活における感染対策や体調不良時の連絡先について、遠征先国の日本大使館ホームページより、コロナウイルス関連情報ページを確認してください。
- 海外滞在期間が補償対象となる、治療費(新型コロナウイルス感染症への対応含む)や緊急帰国の費用を補償する保険に加入する必要があります(これらをカバーする海外旅行保険に加入して頂きます)。
- 帰国時に検疫で提出する誓約書を事前に印刷して持参するとスムーズです。(帰国時に空港でも入手できます)



<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>

誓約書 (個人)

(2021年7月15日更新)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000806701.pdf>

# 事前準備：渡航計画の提出

- 事前に渡航計画を JCA および所属協会に提出して下さい。
  - JCA 強化選手は JCA と所属協会宛に計画書を提出します
    - JCA の強化事業として位置付けられる海外強化合宿については JCA 宛にのみ計画書を提出します
  - 一般の登録選手は所属協会宛に計画書を提出します



# 日本出国前

- **渡航先によっては査証(VISA)が必要になる場合があります。事前に確認し渡航先の在日大使館に発行を申請して下さい。**
- 日常的な感染防止措置をとって下さい。
  - マスクの着用、手洗い・うがいの励行、手指消毒の徹底
- 出国予定日2週間前から健康状態(発熱、だるさ、味覚の異常など、身体の異常の有無)を記録して下さい。
- 発熱や症状が続く場合は、病院を受診し、適切な検査を受ける。病院を受診したときにはJCA(03-5843-0371)に連絡をする
- 外出は生活に必要な最低限にとどめ、日常で接触する人を可能な限り最小限にして下さい。
  - 緊急事態宣言、まん防止等重点措置が発令されている地域では、各自治体からの指示に沿った行動をとります。それらの地域への移動は控えて下さい。

# 日本出国時

(参考文献4)

- 航空券の手配を行う際に、空港で行われる出国前検査の申し込みを行い、当日検査を受けて下さい。
  - 渡航先での入国手続き時に必要な検査証明書を発行してもらいます。
  - 渡航先によっては有効な検査種別(PCR法、LAMP法、抗原検査等)とその方法(鼻咽頭、唾液等)が指定されている場合があるので注意して下さい。

The screenshot shows the website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) of Japan. The page title is "自費検査を提供する検査機関一覧" (List of Testing Facilities Providing Self-paid Testing). The date is "令和3年7月16日時点版" (As of July 16, 2021). The text states: "全国及び各都道府県における、自費検査を提供する検査機関の一覧を掲載しております。" (We have posted a list of testing facilities providing self-paid testing nationwide and in each prefecture). A "NEW" tag is present. Below the text is a list of testing facilities with links to PDF and Excel files:

地域	PDF	Excel
全国	(PDF)	(X)
北海道	(PDF)	(X)
青森県	(PDF)	(X)
岩手県	(PDF)	(X)
宮城県	(PDF)	(X)
秋田県	(PDF)	(X)
山形県	(PDF)	(X)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/unya/kenkou\\_iryuu/covid19-jihikensa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/unya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html)

# 渡航先入国時

(参考文献5)

- 入国手続き時にパスポート、VISA・招聘状等の書類、検査証明を提示します
- 入国先の国が指定するアプリをスマートフォンに入れる必要があります。
  - 入国手続きの詳細手順は受け入れ国の大会事務局等に事前に確認して下さい。通常の場合の手順と異なる場合があるので注意しましょう。

例)カナダではArriveCANというアプリが指定されています。



<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/arrivecan.html#a3>

# 渡航先滞在中

- **渡航先で定められた感染防止措置に従って行動して下さい**
  - 一般的な注意事項(マスク着用、対人間隔の維持等)は同じであっても、各国の風習・マナー・感染状況・医療体制に基づいた対策が取られている場合があるので注意しましょう。
  - 受け入れ国の大会事務局等からガイドライン等が発行されている場合には、それに従って行動して下さい。
  - 現地生活・活動・現地のルールの遵守(公共交通機関などでのマスク着用)に加えて、飛沫感染防止徹底の観点からJIS適合の不織布マスクを推奨します。現地生活における感染対策や体調不良時の連絡先については入国前に現地の日本大使館ホームページを確認してください。
  - 感染した場合のクラスター発生防止のため、現地での行動は接触者を限定できるようにしてください。

# 渡航先滞在中： 感染疑いの者が発生した場合

- 発熱者や症状出現者が出た場合には速やかに隔離し、管理者は接触者のリストを作り、JCA ([info@curling.or.jp](mailto:info@curling.or.jp)) へ報告してください。また、接触者については健康チェックを継続的に行って下さい。
- 隔離者の健康チェックや食事を届ける等で接触が必要な場合は、対応スタッフを固定し、隔離者・スタッフ共にサージカルマスク着用の上短時間（15分以内）での接触として下さい。接触時には手袋を着用し、接触前後で手指消毒を徹底して下さい（防護服やキャップ等の防護具は、誤った着脱・破棄方法により感染リスクが高くなるため推奨しません）。
- 感染が疑われる場合の対応については、現地の日本大使館ホームページや宿泊先の自治体ホームページにて確認した情報に従って下さい。
- 病院を受診する際には、現地の医療機関の指示に従った移動方法（隔離を原則とした移動方法）をとって下さい。帯同するスタッフは同乗せずに別方法で病院へ向かって下さい。

# 渡航先滞在中： 陽性者が発生した場合

- 新型コロナウイルス感染と診断された方が症状発現を0日として、2日前までに日本国内にいた場合には、日本国内での濃厚接触者がいる可能性があるため、日本へ連絡をとり、濃厚接触者について帰国者接触者センターに連絡をして下さい。
- スタッフは陽性者が退院するまで現地で帯同して下さい。本人の病状が悪化し、連絡できなくなる可能性も踏まえて家族への連絡手段を明確にし、常に家族と連絡をとれる状態にして下さい。

# 帰国時

(参考文献8-9)

- 入国の72時間前以降に受けたPCR検査の証明を提出します(指定されたPCR検査に合致しない場合は入国を認められません)。
  - 日本と違い情報伝達や手続きが緩慢に行われることがあり、それによって指定された検査が受けられないことがあるので十分に注意して下さい。
  - 証明書の様式は事前に印刷しておくことをお勧めします。
- 位置情報を提示するためのアプリをスマートフォンにインストールして下さい。



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

# 帰国後

## (参考文献10)

- 自宅やホテル等の待機場所移動し、計14日間の隔離が行われます。
  - 変異株の流行国等の特定地域から入国する場合、検疫所の指定したホテルで3日間待機し、入国後3日目に行うPCR検査で陰性が確認された場合には自宅やホテル等に移動することができます。
- 待機場所への移動する際に公共交通機関の利用はできません。位置情報の保存・提示、誓約書の提出が求められます。
  - 待機場所からの外出は、食料品の買い出し等、生活に必要な最小限のこと以外は不可となります。



The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) of Japan. The page is titled "検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について" (Regarding the stay and submission of a pledge letter at a quarantine station-secured accommodation facility). The breadcrumb trail indicates the path: Home > Policy > Policy Overview > Health & Medical > Health > Infectious Disease Information > Regarding Stay and Submission of Pledge Letter at Quarantine Station-secured Accommodation Facility. A search bar at the top right contains the text "Google カスタム検索". The page content includes a navigation menu with options like "テーマ別に探す", "報道・広報", "政策について", "厚生労働省について", "統計情報・白書", and "所管の". The main heading is "健康・医療 検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について". Below the heading, there is a link: "● 検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について". At the bottom of the page, the same title is repeated.

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)



# ワクチン接種について

## (参考文献11-12)

新型コロナウイルスのワクチンは発症を予防する高い効果があり重症化を予防する効果が期待されています。但し予防効果は100%ではないため、接種後も感染対策を継続することが重要です。

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は任意です。厚生労働省のホームページの「接種のお知らせ」を確認の上、接種はご自身で判断して下さい。(右記参照)
- ワクチンは2回目の接種後2週間～3週間経過してから効果が出ると言われています。
- 渡航先の国によっては、今後ワクチンの接種により隔離などの条件が緩和される可能性もあります。



厚生労働省 新型コロナワクチンについて  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)

# ワクチン接種証明書

(参考文献13)

- 7/26 より海外渡航予定者を対象に、ワクチン接種証明書の交付手続きの受付が各市町村で開始されます。
- 申請先は接種を受けた各市町村になります。詳細は厚生労働省ホームページの記載を確認して下さい。



The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) of Japan. The page is titled "海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について" (About COVID-19 Vaccine Certificate for Overseas Travel). The breadcrumb trail indicates the path: Home > Policy > Policy List > Health & Medical > Health > Infectious Disease Information > COVID-19 > COVID-19 Vaccine Certificate. The page includes a navigation menu, a search bar, and a list of related links such as "最新のお知らせ" (Latest News), "ワクチン接種証明書の概要" (Overview of Vaccine Certificate), and "接種証明書の申請と発行" (Application and Issuance of Vaccine Certificate). A section for "新型コロナワクチンQ&A" (COVID-19 Vaccine Q&A) is also visible. The main content area contains text explaining the certificate's purpose for international travel and the start date of the application process (July 26, 2021).

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_certificate.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html)

# 参考文献

# 7/19時点の渡航情報：カナダ

(参考文献14-15)

- 入国制限

- 基本的には入国不可。但し、スポーツ大会に参加するハイパフォーマンスアスリートは以下の条件で入国を認める。
- 条件： 国際大会を主催するカナダの National Sport Organizationがカナダ文化遺産省(スポーツ局)に依頼し、参加者のための招聘状をとる手続きをすること(この招聘状がないと入国を認められない)。

# 7/19時点の渡航情報：カナダ

(参考文献14-15)

- 検査、入国時の条件
  - 参加する大会側から示される条件に従い PCR検査、隔離措置を受けること。
- 一般的な条件
  - 入国の72時間前以降にPCR検査を受けること。
  - カナダ国内で乗り継ぎがある場合、乗り継ぎ空港でPCR検査を受ける。予約済みのホテルに直行し、PCR検査結果を待つ。陰性だった場合、最終目的地への移動が認められる(レンタカー、国内線など) 3日程度かかる場合もある。
  - 最終目的地にて、14日間の隔離をする(乗り継ぎ地での隔離日数も含まれる)。
  - 入国後8日目にPCR検査を受ける(入国後に検査キットを受け取れる)。

# 9/7以降の渡航情報：カナダ

(7/19発表、参考文献16)

カナダ政府が認めるワクチンを2回接種後14日間が経過していれば、外国人にも入国を許可する。

まず第一段階として8月9日からアメリカに対してのみ先行して許可され、その後カナダ国内の感染状況が悪化しなければ、9月7日以降アメリカ以外の国にも適用される。また、入国後の隔離も免除される。

## 【該当するワクチン】

- ・ファイザー
- ・モデルナ
- ・アストラゼネカ
- ・ジョンソン&ジョンソン



The screenshot shows the top of a news release page. At the top left is the Canadian flag and the text 'Government of Canada' and 'Gouvernement du Canada'. To the right is a search bar with the text 'Search Canada.ca' and a magnifying glass icon. Below this is a dark blue 'MENU' button with a downward arrow. Underneath is a breadcrumb trail: 'Canada.ca > Public Health Agency of Canada'. The main heading of the news release is 'Government of Canada announces easing of border measures for fully vaccinated travellers'. Below the heading is the text 'From: Public Health Agency of Canada'. Further down is the section 'News release' followed by the text 'International flights carrying passengers will be permitted to land at five additional Canadian airports'. At the bottom of the news release is the date and location: 'July 19, 2021 | Ottawa | Public Health Agency of Canada'.

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/07/government-of-canada-announces-easing-of-border-measures-for-fully-vaccinated-travellers.html>

# 7/19時点の渡航情報：スコットランド

(参考文献17-18)

- 入国制限
  - 日本人に対する制限なし
- 検査、入国後の条件等
  - 指定されたPassenger Locatorを登録する。
  - 渡航前にPCR検査を受ける。
  - 170ポンドを支払い、入国後2日目と8日目のPCR検査の予約をすること。CTM Booking Portalで指定されたキット以外の使用は認めない。
  - 入国後10日間の自己隔離が必要。公共交通機関の利用、外出は一切不可(食品の買い出しも不可)。
  - 入国後2日目と8日目にPCR検査を受けること。
  - 現在、2回のワクチン接種後14日間経過している人は隔離を免除されているが、英国内で2回接種したことが条件となっており、英国外での接種の場合は免除の対象ではない。

# 7/19時点の渡航情報：スイス

(参考文献19-20)

- 入国制限
  - 日本はスイスが指定するハイリスク国ではないため、入国は制限されていない。
- 検査、入国後の条件等
  - ワクチン接種を完了していることを証明できる、又は過去6か月以内にコロナウイルスに感染したことを証明できる者を除き入国の72時間前以降のPCR検査の陰性証明書の提示を義務付ける。
    - ※日本の市区町村が発行予定のワクチン接種証明書の有効性は現在外務省が確認中。
    - ※対象となるワクチンはスイス保健省が指定したもの。
    - ※証明書はスイス公用語又は英語
  - 入国後の隔離措置は無し。



# 7/19時点の渡航情報：日本

(参考文献6-10)

## • 帰国時の条件

- 日本への入国の72時間前以降に受けたPCR検査の証明を提出する（指定されたPCR検査に合致しない場合は入国を認められない）。
- 入国後、自宅やホテル等の待機場所に移動し、14日間の隔離を行う。
  - 変異株の流行国等特定の地域から入国する場合、検疫所の指定したホテルで3日間待機し、入国後3日目に行うPCR検査で陰性が確認された場合は、自宅やホテル等に移動することができる。
- 待機場所へ移動する際に公共交通機関の利用は不可。位置情報の保存・提示、誓約書の提出が求められる。

## • アスリートトラック等の緩和措置

- 現在、アスリートトラックは停止中、代替の「練習緩和措置」は東京五輪参加選手が主な対象。
- 北京五輪対象の措置については現時点で未発表。その場合の対象者はオリンピック参加選手のみとなる可能性がある。

# 参考文献

1. 海外安全ホームページ、外務省  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
2. 新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置、外務省  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)
3. 在外公館ホームページ、外務省  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>
4. 自費検査を提供する検査機関一覧、厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-jihikensa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html)
5. How to use ArriveCAN  
<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/arrivecan.html#a3>
6. 新型コロナウイルス感染症に関する検査について、厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00132.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00132.html)

# 参考文献

7. 水際対策に係る新たな措置について、厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)
8. 検査証明書の提示について、厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)
9. スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)
10. 検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)
11. 新型コロナワクチンについて、厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)
12. 接種についてのお知らせ、厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00218.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00218.html)
13. 海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について、厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_certificate.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html)
14. Authorization for individuals travelling to Canada for International Single Sport Events, Canada Government  
<https://www.canada.ca/en/services/culture/sport/international-single-sport-travel-authorization.html>

# 参考文献

15. Find out if you can travel to Canada - Foreign national without symptoms – Amateur sports, Canada Government  
<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/answers/foreign-amateur-sports>
16. Government of Canada announces easing of border measures for fully vaccinated travellers, Canada Government,  
<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/07/government-of-canada-announces-easing-of-border-measures-for-fully-vaccinated-travellers.html>
17. Coronavirus (COVID-19): international travel and managed isolation (quarantine): Amber list countries and areas, Scottish Government,  
<https://www.gov.scot/publications/coronavirus-covid-19-international-travel-quarantine/pages/red-amber-and-green-list-countries/>  
(※日本はAmber list countries の項を参照のこと)
18. Coronavirus (COVID-19): international travel and managed isolation (quarantine): Overview, Scottish Government,  
<https://www.gov.scot/publications/coronavirus-covid-19-international-travel-quarantine/>
19. Travelcheck, Federal Office of Public Health FOPH, Swiss Government,  
<https://travelcheck.admin.ch/home>
20. Corona: Questions and answers on entry and stay in Switzerland  
[Corona: Questions and answers on entry and stay in Switzerland, the exceptions and suspension of visas \(admin.ch\)](https://www.admin.ch/gov/de/infocenter/coronavirus/entry-and-stay-in-switzerland)